

ジナボ	源泉徴WZ6.375%(所得税25%、連 帯付加税1.375%)の源泉分離課税、 ただし、有利な場合には総合課税を選 択することができる。	EStG20 EStG32d(4)	源泉徹収26.375% (所得税25%、連帯付加税 1.375%) の源泉分離課税、ただし、有利な場合 には総合課税を選択することができる。	EStG20 EStG32d(4)
フランス	n- n- +4	Code general des impots Article 150 ter. 2 0 0 A Code de la sécurité sociale Article L136-6, L136-8 8.2% Ordonnance n° 96-50 du 24 ianvier 1996	各種所得合算後、起過緊進財率による総合課税 (ただし実現主義で時価主義ではない) 加えて、社会保障諸稅が12.3%のフラット課税(課稅ベースも広い) 2013年12月29日遺憲判決があり、所得控除は削除された。	Code général des impôts Artide 150 ter, 2 0 0 A Code de la sécurité sociale Artice L136-6, L136-8 8.2% Ordonnance nº 96-50 du 24 janvier 1996 relative au remboursement de la dette sociale Article 19 0.5%
イギリス	分離課税 (税率18%・28%) 総合課税の課税所得も参照して2段 階で税率が変わる。	Taxation of Chargeable Gains Act 1992 (CGT)143	分離課税(税率18%・28%) 総合課税の課務所得も参照して2段階で税率が 変わる。	Taxation of Chargeable Gains Act 1992 (CGT),143
アメリカ	長期譲渡所得の優遇税率 (下記参照) があるが、全体としては総 合課税方式を採用している。 ①規制先物契約(1212(c)(7)(A),1256(b)(1)(A),1256(g)(1)) と、②その他商品先物契約(1256(b)(2)(1234B(d))があり、③で は、通常のキャピタルゲイン課税として、長短区分 (1223 (7)、ロスがある場合には、キャピタルゲイン内で損益通算のの ち、AGIに加算減算(減算は下記と同様、3,000 (1,500) の限度 がある)、長期譲渡所得の部分に関しては、下記と同様、15% (富裕層の20%も同様) の優遇税率が適用される。 ところが、①の場合には、時価課税(1256(a)(1))、長短区分の 例外(短気を40%、長期を60%とみなず:1256(a)(1))、さらに ロス繰戻還付(前3年間の1256契約とのみ繰越空除ができるという 変容がなされる(1212(c))。	IRC1221(a)(6)1221(b)(1)	長期譲渡所得の優遇税率 (下記参照) があるが、全体としては総合課税方式を採用している。 ① 規制先物契約(1212(c)(7)(A),1256(b)(1)(E),1256(g)(9))と、②その他金融先物契約(1256(b)(2)(A),1234B(c))があり、②では、通常のキャピタルゲイン規模施 ・ 長短区分 (1223 (14)、コスがある場合には、キャピタルゲインがで損益通算ののち、AGIに加算減算(減算は下記と同様、3,000 (1,500) の限度がある)、長期譲渡所得の部分に関しては、下記と同様、15%(富裕層の20%も同様)の優遇税率が適用される。 ところが、⑪の場合には、時価課税(1256(a)(1))、長短区分の例外(短気をところが、・ 長知を6%とかはす:1256(a)(2))、さらに口ス線戻選付(前3年間の1256契約(規制先物契約)にのが適用可能)、線越す場合にも1255契約とのみ線越控除ができるという変容がなされる(1212(c))。	IRC1234B1221(a)
₩	申告分離課税 2 0 % (国税 1 5 %、地方税 5 %)	租税特別措置法41条14 同法附則35条の4	申告分離課税 2 0 % (国税 1 5 %、地方稅 5 %)	租税特別措置法 4 1 条の 1 4 同法附則35条の 4
小項目	商品先物に対する課税	根拠となる条文	金融先物(有価証券先物を含む。)に対する課税	根拠となる条文
大項目			基本情報	

	株式に対する課税	申告分離課税20% (国税15%、地方税5%)	譲渡所得は上記の区分では20C相当し、①規制取引に当たるものはない。 短期 (1年以下保有) は総合課税 長期 (1年以下保有) は総合課税 長期 (1年以下保有) は常金課税 長期 (1年以下保有) は初電税で電路数率 15%が適用になる。ただし、通常の総合 課税の課税所得が400,000 ドル以上(天総合算では450,000 ドル以上))の場合には、 長期の軽減税率は20%が適用される。 短別中告の場合には年間1,500 ドル)として、通常の総合課税の課税所得と指述通 算が可能。 はの1年の場合には年間1,500 ドル)として、通常の総合課税の課税所得と指述通 算が可能。 本・ビタルロスは、長短の区分を維持したまま、翌期以降のキャビタルゲインと無期 限に繰越控除できる。上記の年間3,000(1,500)ドルは、繰越控除の場合にも総合 配当所得 連格配当所得(一定の法人からの配当で、一定の所有期間を満たす場合)には軽減税 率15(20上記と同様)の適用がある。これ以外の配当については、総合課税になる。	議2000年 (31,785年)	譲渡所得 2011年1月1日からE U全体と歩調を合わせるため譲渡可能 海域券間については分離課税が採用されている。さらに、所 得税の計算にごけ、E U域かの法人税を負担している法人の 持分を表する証券については、保有期間 6 年超で特殊が所 得地隊(以下)が適用される。 申告分離課税31.3% (所得税19%、社会保障構稅12.3%) (所得税19%、社会保障構稅12.3%) 保有期間 6 年超で環税割合が3分の2、7年超で3分の1、 総・ 総合環稅とが2002、7年超で3分の1、 8 年超で所得税は非課稅となる(いずれの年度も社会保障器 総合環稅を選択さなる、ですが10年度も社会保障器 総合環稅を選択する)。 配当所得 総合選稅を選択する、で加当の40%が所得驻険され(簡易 なインビュテーションと思われる)、さらに一人当下の15 25 ユーロの基礎控除がある。	譲返所得 源級(他収2 6.37 5% (所得税25%、連帯付 加税1.37 5%)の源泉分離課税、ただし、有 利な場合には総合課税を選択することができる。 キャビタルロスは同一種類のキャビタルゲインと のみ通算可能。株式の予約加益だけば、資本資産所 得の他の所得とも通算できない。 配当所得 源泉地収2 6.37 5% (所領税25%、連帯付 加税1.37 5% (所領税25%、連帯付 加税1.37 5% (所領税25%、連帯付 加税1.37 5% (所領税25%、連帯付 がの5代 (利率上連盟の金融所得を検で)、総合 源泉治職課税には概算経費整約が8011一回認 多られ (利平加速度の金融所得全体で)、総合 課税を選択るには実施経費性除が8011一回認 部分投資額のための財産形成制度 正券投資契約ができる。
	根拠となる条文	租税特別措置法37の10 71条の48 (譲渡) 71条の27 (配当)	IRC1211(b)が3,000(1,500)の規定 1212(b)が長短区分による縁越の規定	Taxation of Chargeable Gains Act 1992 (CGT)2	Code général des impôts Artide 150-0A, 2 0 0 B	EStG20
	所得区分	商品先物:維所得 金融先物:維所得 株式:譲渡所得、配当所得	配当所得が総合課税の配当所得であるほかは、すべてキャピタルゲインとなる。	配当所得が総合課税の配当所得であるほかは、 すべてキャピタルゲインとなる。	商品先物及び金融行物:その他所得 株式:その他所得 配当:投資所得	商品先物金融先物株式關鍵所得配当所得;投資所得
	根拠となる条文	所得税法24条27条33条35条	IRC1221(a)(6)1221(b)(1) IRC1234B1221(a) IRC1221(a) IRC301(c)(1),定概IRC316	Taxation of Chargeable Gains Act 1992 (CGT)143	Code général des impôts Artide 150 ter	EStG20
	商品先物取引の損失の繰越控除 の有無と適用期間	繰越控除有 (3年)	繰越控除は無期限に利用できる。	繰越控除は無期限に利用できる。	当期で相殺できなかったキャピタルロスは10年間縁越可能	繰越控除は無期限に利用できる。
	根拠となる条文	租稅特別措置法41条15	IRCI212(b)	CGT2	CGI150-0D11(150ter1後段で準用)	ESTG20 (6)
損失繰越空	金融先物取引の損失の繰越控除の有無と適用期間	綠越控除有(3年)	繰越控除は無期限に利用できる。	繰越控除は無期限に利用できる。	当期で相殺できなかったキャビタルロスは10年間繰越可能 🥫	線越控除は無期限に利用できる。
深の血無	根拠となる条文	租税特別措置法41条15	IRCI212(b)	CGT2	CGI150-0D11(150ter1後段で準用)	ESTG20 (6)
	株式の損失の繰越控除の有無と 適用期間	綠越控除有(3年)	繰越控除は無期限に適用できる	繰越控除は無期限に利用できる。	当期で相殺できなかったキャビタルロスは10年間繰越可能	繰越控除は無期限に利用できる。
	根拠となる条文	和税特別措置法37条の12の2	IRC111(b)	CGT2	CGI150-0D11	ESTG20 (6)
	商品先物、金融先物との損益通 算	0	○ (上記①・②の周一区分階のみ)	0	0	0
他の商品との損益通算	商品先物と金融先物が通算可能 となることが根拠となる条文 -	租税特別措置法施行令 2 6条の 2 3 IRC1221(a)		CGT143(1)	CGII50ter 同一の条文である	EStG20 同一の条文である
	先物取引と株式の損益通算	×	○ (上記①・②の同一区分間のみ)	0	0	×
	先物と株式が通算可能となるこ とが根拠となる条文	なし	IRC1234B1221(a)	CGTとして同一の所得区分である	CGII50-0D11	ESTG20 (6)

先物取引に関する調書:有 源泉徴収制度:有	支払調書:ESTG 4 5 d Absatz 1 Satz 1 源泉微収制度:ESTG 4 3 Absatz 1 Satz 1 Nummer 11	先物取引に関する調書:有 源泉微収制度:有	支払調書:ESTG4 5 d Absatz 1 Satz 1 源泉微収制度:ESTG4 3 Absatz 1 Satz 1 Nummer 9	ESTG. (http://www.gesetze-im- internet.de/estg/index.html)	2 0 0 9 年より国税通則法で納税者番号を採用したことが国税方のHP (http://www.mof.go.jp/tax_policy/summary /lins/n06.htm) に載っている。	上記の税額は国税分のみで、他に州税や地方税等 が課税される場合がある。
先物取引に関する調書:無 源泉徴収制度:無 源泉徴収制度:無	支払調書:ES 源泉徵収制度 Nummer 11	支払調書:無 返泉徴収制度:無 (非居住者の場合のみ) 源泉徴収制度:無 (非居住者の場合のみ)	支払調書なし 源泉徴収制度 源 (非居住者の場合のみ) Nummer 9	Code général des impôts (www.legifrance.gouv.fr) PUBLIC FINANCES GENERAL DIRECTORATE TAX ESTIG. POLICY DIRECTORATE THE FRENCH TAX SYSTEM Interns Code de la sécurité sociale(www.legifrance.gouv.fr)	#1Code de la sécurité sociale Article L136-6,7による と、広範な所得が社会保障議院の対象となっている。L136- 6 I (e) では、有価証券のキャピシリレゲインを課税対象にす ると記載されているが、(f) には、先物の場合には、取得 価価を経除せず、総収入で徴収すると記載されている。 万 の社会保障権税は、源泉機(限制度が取られているため、所 名数が、加えって網の目のように張り巡らされているもので (http) #2 4月現在、インターネット上で入手できる条文は改正さ れていないが、大手の証券会社のホームページによれば、 (ソシエテ ジェネラル)社会保障措拠は、2015年1月1日 インシエテ ジェネラル)社会保障措拠は、2015年1月1日 上8年以下が5.0%、8年超が6.5%の二段階になったと記 載している。	上記の税額は国税分のみで、他に州税や地方税等が課税され 上記の税額は国税分のみで、他に州税や地方税等 る場合がある。
先物取引に関する調書:無 源泉徴収制度:無 源泉徴収制度:無	IIA980で源泉徵収免除老規定 無	左 上 透 原 原 原 原 原 原 原 原 原 原 原 原 原	女社	Income Tax Act 2007 Taxation of Chargeable Gains Act 1992 Coc (CGT) Www.gov.uk (マニュアル等) POI Www.legislation.gov.uk(法先、ただし、Sfut. CGT、ITAともに楽文が設訂されていない) Coc インデックス比例で控除が毎年改定される。	#10 年間のネットインカムが32100 E (内脈 た) (1、給与所得720,000 E、キャピタルケイン が12100 E) とする。 (1、400 E) とする。 (11,100 E) たりるが、これに対して、 11,100 E) 1,000 E であるが、これに対して、 18%課税件が31.785 = 20,000 E 11,785 を	解税者には、Codeと呼ばれる社会保障番号が 動り振られている 国税庁調査参照中と 上記の税額は国税分のみで、他に州税や地方税 等が課税される場合がある。
先物取引に関する調書:無 源泉徴収制度:無	Chapter 61 - INFORMATION AND RETURNSに特に規定なし	(世記) 有(配当) 逐級徵切制度:無	配当に関する調書 1099-DIV (6642条) 罰則6721条	Internal Revenue Code(https://www.law.cornell.edu/uscode/text/26) w	6 高品先物取引に関しては、1256契約として、規制取引に該当することが多いと思われ るため、特殊がお取扱いがされやすいと思われる。 はお、源勢所得税の制度がないが、アメリカは、早くからSSNによる納税者語号制が 採用され、登録者は、世界各国に対し圧倒的な割合である(国形千HP)。納税者番号制が の告知をしないで所得を獲得した場合には、厳いい組御課税がなされるため、所得の 補足に関しては、支払調書による方式が必要ないものと思われる。	# 上記の祝鯛は国祝分のみで、他に州祝や地方祝等が課税される場合がある。
先物取引に関する調書:有 源泉徴収制度:無	先物取引に関する調書 租税特別措置法41条の15の2 源泉徴収制度:条文無	支払調書:有 源泉徴収制度:無(特定口座とと もに選択可能)	類域に関する調書 租税特別措置法38条 事業徴収削度:無 (特定口座とと もに選択可能) 配当に関する調書 系得税法225条 源象徴収制度:所得税法181条	平成27年4月1日現在法令		
商品先物取引、金融先物取引の う調書と源泉徴収制度の有無 3	根拠となる条文	株式に対する構起 温	銀髪となる条文	出典 (インターネットで採取 できるもののみ) その他は参照文献に掲記		
	課税当局に	よる捕捉方 法 (取引調 書の有無、 源泉徴収制 度の有無)		田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	擔	

2016年2月16日

日本商品先物振興協会寄附講座履修報告

報告者:字佐美

170名となり、好評の内に修了いたしました。このたび本学年度末の履修者成績および 拝啓、表題の寄附講座「ファイナンスとデリバティブ」について、本年度の履修者数は、 履修者数がまとまりましたので、下記の通り報告いたします。

また、2016年度の新規講師派遣講座の案についても、併せて報告いたします。

1. 2015年度寄附講座「ファイナンスとデリバティブ」履修者数合計: 170名

11. 履修者数及び成績一覧

27名 成績 E 53名 成績C 67名 成績B 45名 成績A 20名 成績AA 2124 受講者数 寄附講座「ファイナ ンスとデリバティ ブ」(学部) 購義名

*成績の評点は以下の通り: AA:100-90 A:89-80 B:79-70 C:69-60 不可:59以下

II. 2016年度の新規講師派遣講座の名称及び概要

1. 講師派遣講座の名称:

日本商品先物振興協会講師派遣講座「ファイナンスとデリバティブ」

2. 講師派遣講座の概要:

商品デリバティブを含むファインスの基礎知識を学ぶ。

2016年2月29日

日本商品先物振興協会寄附講座履修報告

壯

報告者:字佐美

拝啓、表題の寄附講座「現代経済特講 1 および 11 」について、本年度も好評の内に修了 いたしました。このたび本学年度末の履修者成績および履修者数がまとまりましたので、 下記の通り報告いたします。

また、2016年度の寄付講座シラバス案についても、併せて報告いたします。

敬具

5 4 1.2015年度寄附講座「現代経済特講1およびⅡ」履修者数合計:

11. 履修者数及び成績一覧

講義名	受講者数	改 響 S	成績A	成績B	成績C	以 強 不
客附講座「現代経済 特講 1 (デリバティ ブ)」	2.8名	6名	3名	6名	名 4	10名
寄付講座「現代経済 特講 II (デリバティ ブ)」	26名	6名	5名	4	各	7名

*成績の評点は以下の通り

S:100-90 A:89-80 B:79-70 C:69-60 D:59以下

2016年2月10日

日本商品先物振興協会寄附講座

2015年度寄附講座「ビジネス特講II (デリバティブ)」履修者数および成績

	受購者数	成績A+	成績A	成績B	成績C	改織不 回(F)
春附講座「ファイナ ンスとデリバティ ブ」(学部)	38名	2名	2名	14名	15名	名

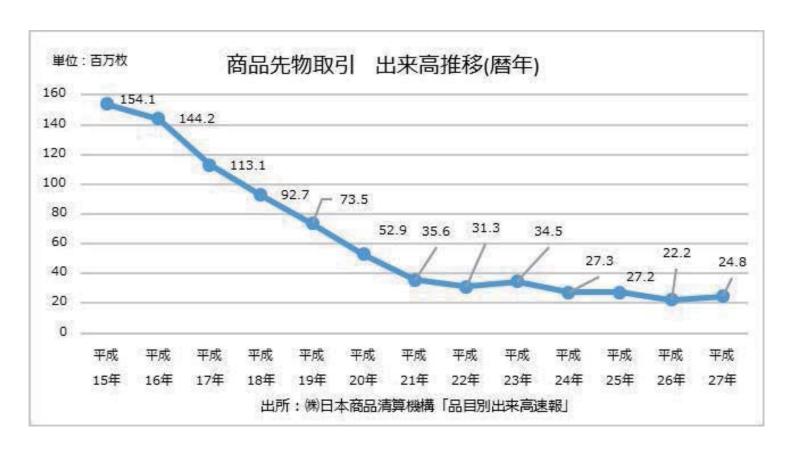
11. (添付) 期末試験問題

多摩大学 2015 年度 秋学期 「ビジネス特講II (デリバティブ)」試験問題 2016 年 1 月 13 日 (水) 4 限実施 試験時間 60 分

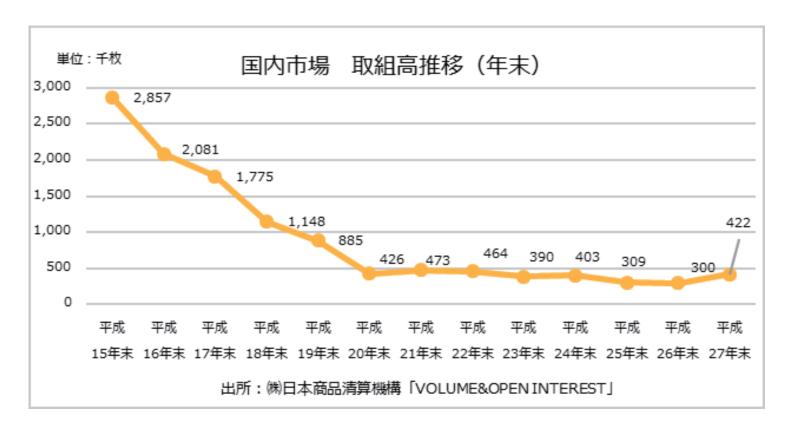
問題 1. 下記の記述について、正しい記述には○を、誤った記述には×を、それぞれ解答欄に記入せよ。

- 問 1-1. 株式契約では資金提供者に対して資金調達者が上げた利潤 (=収益から債権者への契約支払いを全て行った後の残余)を分配しなければならないが、負債契約では債務者の収益が増えても資金調達者は資金提供者に対して予め決められた額の返済を行えばよい。
- 問 1-2. 証券会社・投資銀行とは、証券の引受業務 (underwriting)、委託売買業務 (brokerage)、自己売買業務 (dealing)等を行う金融機関である。これに対して銀行は、資金提供者から資金を預金の形で受け入れ、それを資金

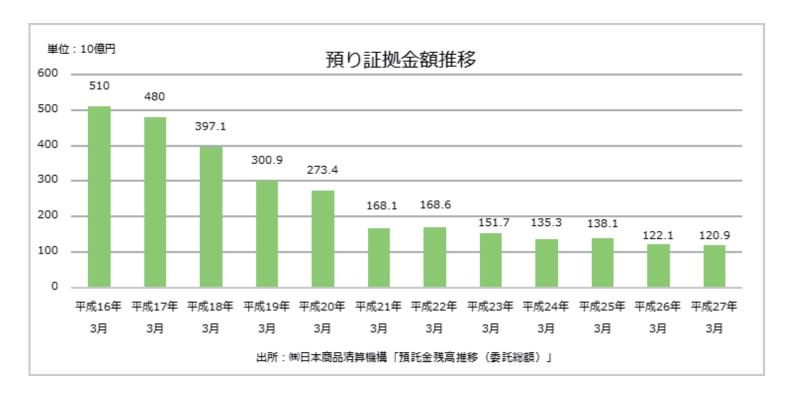
〔資料8〕広報事業関係資料

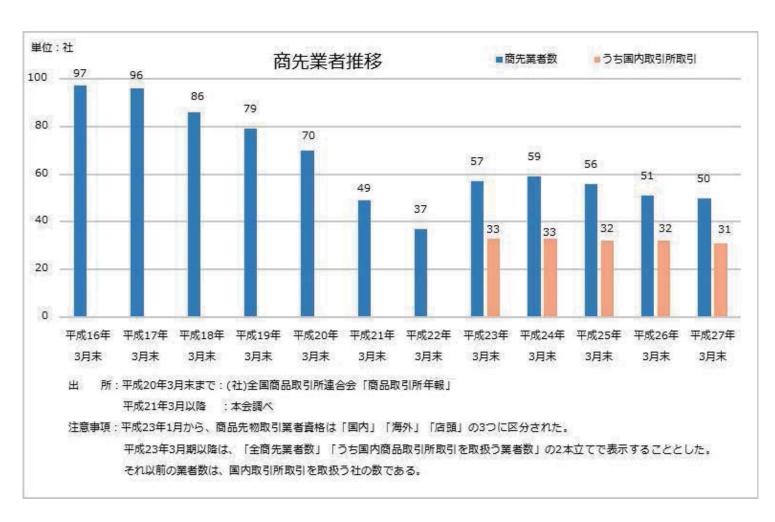


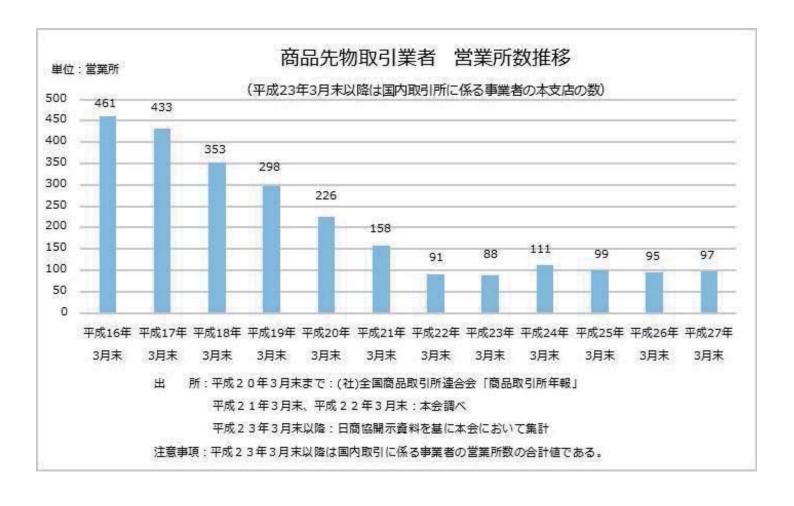


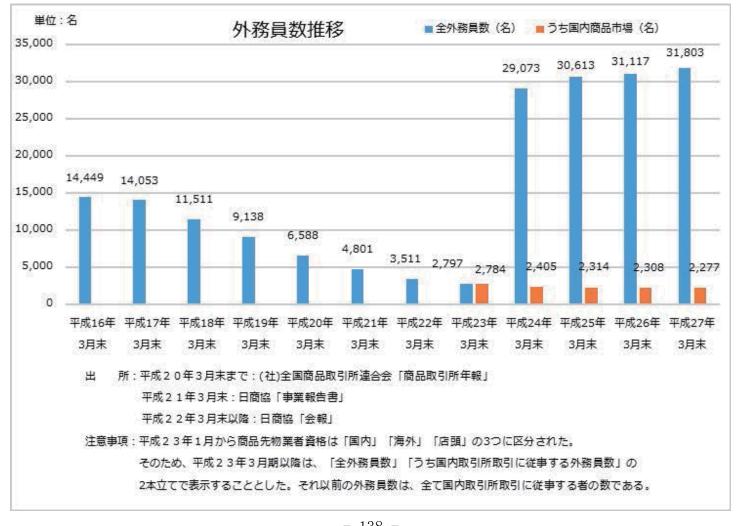


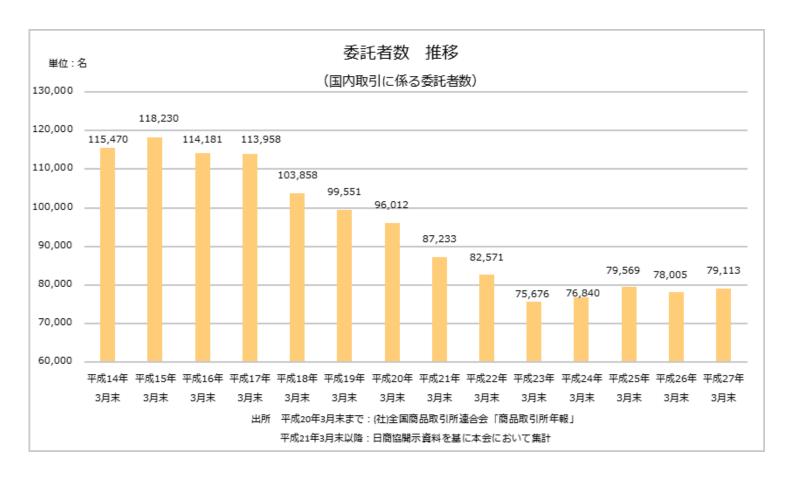


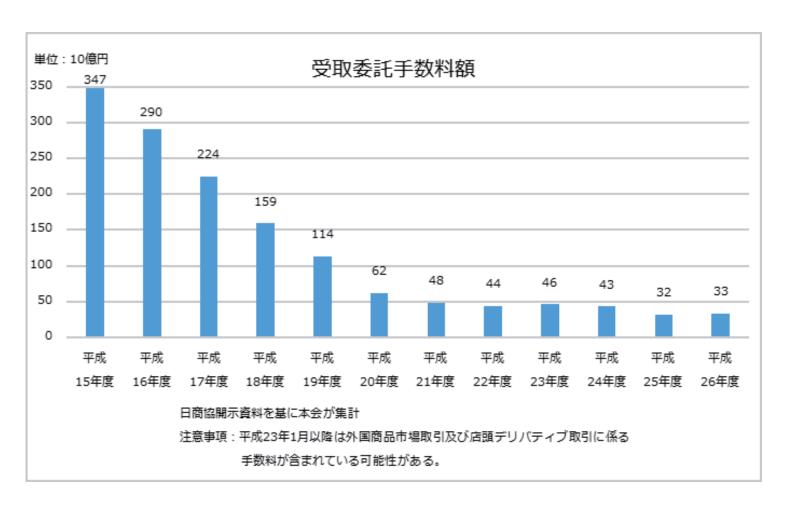










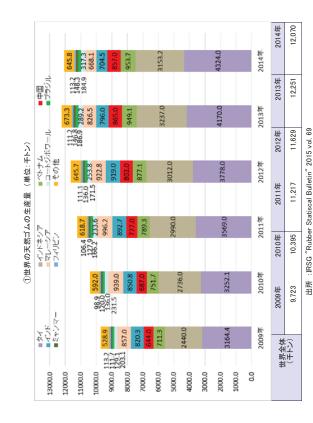


■■ トップ >> 上場商品の特性と価格変動要因 >> ゴム(RSS3号)

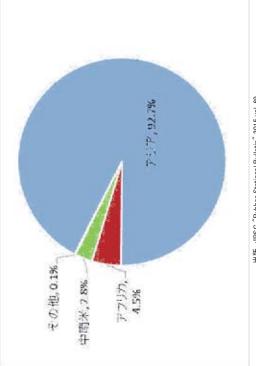
■商品特性

- (2) 天然ゴムの生産地は、東南アジア諸国に集中しています。また世界の生産量70%ほどがタイ、インドキシア、ペトナムの3カ国で占めています。日本での生産量はないため、100%を輸入に依存しています。

り分けられます。)やクレーブ類、特殊天然ゴム、技術的格付ゴム等に分類されます。



② 2012年 天然ゴムの世界地域別生産割合 (単位:チトン)



出所:IRSG "Rubber Statiscal Bulletin" 2015 vol. 69



出所:IRSG "Rubber Statiscal Bulletin" 2015 vol. 69

	4 日本国内の17	④ 日本国内のコム股品の消貨車(単位:トノ)	
本	E	天然ゴム消費量(単位:トン)	
# X	自動車用タイヤ	自動車用タイヤ以外	卓
2011年	676,278	58,086	734,364
2012年	630,531	190'09	690,592
2013年	622,394	57,129	679,523
2014年	617,728	57,464	675,192

出所:経済産業省生産動態統計年報「紙・印刷・プラスチック製品・ゴム製品統計編」天然ゴム消費

■変動要因

[資料8-(3)]

自井幸一郎 (かめい こういちろう)

中央大学法学部卒業後、山一語券、日本初 OFP後社で投資問題を社スネー・スネツ× ント・インスティチュートを経て、1992年 ゴールド・カウンシルス社。 企画館面部最大

して金市場のマーケット分析に従事する。 に有味的な他の内盤・諸伽維語 レールド・

2002年より現職



(レーケット ストリドジィ インスドイチュート 毛散竪橋沿 TEL: 03-3661-9191(代表) E-mail: seminar@tocom.or.jp 東京ゴールドスポット100はこんな取引 (カクカメロ人犬も被受権役対域) 金価格の書きで世界経済を試む 関節:集井 幸一郎氏 2015年4月19日(日)13:30~15:30(開場13:00) **編稿:東京商品取引所** 定員に達したため申込受付を締め切りました **林式後社類京商品販売所 広麓**部 林式会社製炉商品製引序 日本商品先档前製造会 **株式金社田港CNBC** 無料・事前申込制 100名 (先輩順) 14:45~15:30 13:30~14:15 14:15~14:35 第3章 お問い合わせ ## MI 書店 盟 出出 뿊 盤田 #

[資料8-(4)]

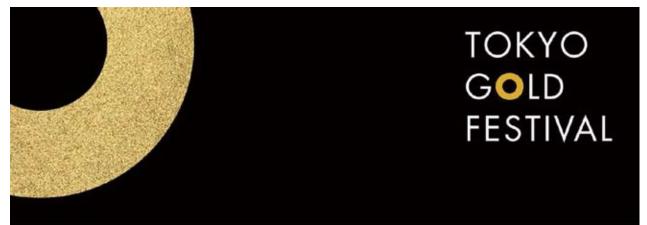
職。年間2億ほどの利益を生み出す個人投資 東京大学経済学部卒業後、日本長期信用級

家として有名。

(現・新生銀行) 入行。2010年より現

村田美夏(むらた みか)

諸師器个



ゴールドについて知り・学び・体感する一日 FESTIVAL 2015』のご案内















主催:ゴールドフェスティバル運営事務局

企画・構成:株式会社想研、キャピタル・エフ株式会社

2015年3月30日 資料Ver.1.5 ©CapitalF Co.,Ltd



[資料8-(6)]

第 14 回 ご愛顧特別感謝祭 🚯 Pan Rolling

投資與場合フェア EXPO2016 3.12 [SAT]

東京ドームシティ プリズムホール

全体集客数は 4,734名と 過去最高を 記録!







『世界経済・金融市場の現状と株価・為替・金・原油相場の行方』

エモリキャピタルマネジメント株式会社 江守 哲

2016年3月27日

当資料は情報提供を目的としたもので、特定の商品の勧誘及び販売を目的として作成されたものではありません。掲載されている内容は信頼性が高いとみなす情報等に基づいて作成しておりますが、その正確性・完全性等について保証するものではありません。また、データ・意見は作成時点の当社の見解を示すものですが、当資料により被った損害を補償するものではありません。当資料を参考に投資を行う場合、投資にあたっての最終判断はお客様ご自身の判断でなさるようお願いします。投資による損益はすべて投資者であるお客様に帰属します。先物取引はリスクの高い取引であり、すべての投資家に適しているとは限りません。また、多大な損失をもたらす場合があります。投資を行う前には十分な考慮が必要です。当社では自己資金による運用業務を行っており、当資料に記載のあるそれぞれの市場において、実際に買いまたは売りのボジションを保有しております。

いかなる目的に関わらず、エモリキャピタルマネジメント株式会社の許可なく転載、複製、引用することを禁じます。当資料に関するご意見・ご質問は、info@emoricapital.comにご連絡ください。
Copyright © 2015 Emori Capital Management, Inc., All rights reserved http://www.emoricapital.com/



金保有コストと金・日本株への投資成果



商品先物取引法対照法令集

日本商品先物振興協会日本商品先物取引協会

商品デリバティブ取引に関する税金

個人の商品デリバティブ取引による所得に対する税制の概要についてご説明します。





■ 商品デリバティブ取引による所得は申告分離課税

/ブ取引(以下、単に「デリバティブ取引]といいます。具体的な例については、P4をご覧ください。)の 個人の方が国内の商品・金融・有価証券を原資産とする取引所デリバティブ取引又は店頭デリバテ 差金決済やオプションの権利行使・被権利行使(以下、単に「差金等決済」といいます。)を行ったこと こより年間の損益を通算して利益となった場合には、その決済を行った日の属する年分の所得として、 他の所得と合算しない「申告分離課税」により課税されます。受渡しによる決済は対象となりません。

(以下、単に「調書」といいます。)」を、原則として、その差金等決済があった日の属する年の翌年の1月 なお、商品先物取引業者(以下、単に「商先業者」といいます。)は、差金等決済が行われた顧客の 取引について、損益にかかわらず、顧客の氏名、住所、約定価格等を記載した「先物取引に関する調書 末日までに、当該商先業者の所在地の所轄税務署長に提出しなければならないこととなっています。

ンバー)を記載することが商先業者に義務付けられており、これに関して商先業者はお客様に同番号の また、平成28年1月以降のお取引に関して提出する調書には、原則として、顧客の個人番号(マイナ

提供をお願いすることとされています。

税率は20%(所得税15%、住民税5%)

居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者がデリバティブ取引の差金 等決済を行ったことにより生じた利益に対して15%の税率により所得税が課税さ れます。また、居住者については別に5%の住民税も課されます。

※これに加えて、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの25年間に 生じた所得については「復興特別所得税」として所得税額の2.1%が徴収さ れることとされております。詳しくは、P6をご覧ください。

損失は3年間の繰越控除が可能

居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者がデリバティブ取引の差金等決済を行ったこと により年間を通じて損失となったときは、その損失の金額を翌年から3年間にわたってデリバティブ 取引による所得の金額から控除することができます。

	5年 日 日 日	取引なし +110万円	
	4年目	取引なし	
(j)]	3 #	+30万円	
越控除の	2年目	——————————————————————————————————————	χ=
[損失の繰越控除の例]	## 	—40万円	477
(M)	せじた年分 引する明治 し、その後 するパケガ	の確定申 ご関する明 せん。	

年 数	描献	解
1年目	—40万円	年間では損失とない,所得はなかったこととなります。納税のための申告は不要ですが、翌年以降に損失を繰り越して控除を受けるためには、損失の確定申告書を提
		出しなければなりません。
2年目	日至02-	1年目に同じ。
3年目	日至06+	1年目の損失のうち30万円を控除できます。その結果課税所得はゼロとなります。
4年目	0∓	取引なし(繰越控除の適用を受けるためには、毎年連続して確定申告書を提出する必要があります。)
		2年目の損失70万円を繰越して110万円から控除することができます。(1年目の 損失のうちまだ繰越控除していないものが10万円残っていますが、既に3年経過
5年目	+110万円	してしまっているのでこの10万円については繰越控除することができません。) その結果、当年の課税所得は40万円となり、税率は20%ですから、納税額は8万
		円となります。

日本商品先物振興協会

CFIA

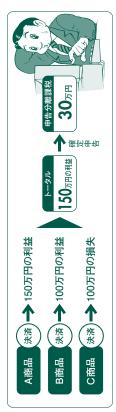


デリバティブ取引の所得の計算

デリバティブ取引を差金等決済したことにより生じた売買差損益金から委託手数料及び手数料に係る消費税などその取引に直接要した費用の額を控除した損益金額を年間(暦年=1月1日から12月31日)で通算し、さらに繰越控除できるデリバティブ取引による損失があるときはその損失の額を控除してなお利益が生じたときにその利益が課税対象所得となります。

デリバティブ取引による所得は、差金等決済により生じた損益によって計算しますので、損益金の支払いがあったかどうかには関係しません。

また、決済をしていない取引の含み損益(値洗い損益)は課税対象にはなりません。差金等決済により「実現した損益」によって所得を計算します。ですから、年末に値洗い益があっても値洗い損があっても、年間の所得には関係ありません。





オプション取引の所得の計算

オプション取引の場合、受払いしたプレミアム代金から委託手数料などを控除した年間の損益金額を通算したものが課税対象の所得となります。

オプション取引の損益は、オプションの転売又は買戻し、権利行使又は被権利行使、買方の権利 故棄(満期日)のいずれかの時点で確定することになります。 (例えば、オプションを買った場合、買った時点でプレミアムを支払いますが、その時点では損益は確定せず、そのオプションを転売するか、権利行使するか、権利行使せず満期日が到来した時点で損益が確定することになります。)

なお、権利行使により取得した原市場における建玉は、それが差金等決済されたときに損益が発 :1 ヰオ

オプション売買の別	新規・仕切り・権利行使関係	描描	算式
	新規買い	未発生	無し
オプションを買った場合	転売	損益確定	受取プレミアム代金 一支払プレミアム代金
	権利行使	損失確定	支払プレミアム代金
	権利放棄(満期日)	損失確定	支払プレミアム代金
	新規売り	未発生	無し
オプションを売った場合	買戻し	損益確定	受取プレミアム代金 一支払プレミアム代金
	権利行使を受けた時	利益確定	受取プレミアム代金
	買方の権利放棄(満期日)	利益確定	受取プレミアム代金



互いに損益通算することができるデリバティブ取引について

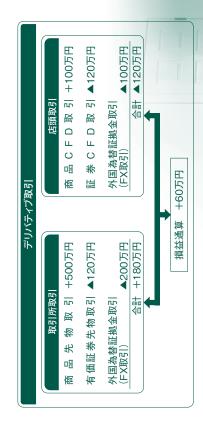
損益通算ができる取引は、以下の通りです。

- ①国内の商品取引所における商品先物取引、商品指数等先物取引、商品先物オブション取引 (例:金、金ミニ、白金、白金ミニ、ガソリン、原油、ゴム、一般大豆、とうもろこし、コメ等)
- (例:日経225先物取引、同オプション取引等) ③国内の証券取引所又は金融取引所における金利先物取引、外国為替証拠金取引(FX取
 - ③国内の証券取引所又は金融取引所における金利先物取引、外国為替証拠金取引(FXI号)、カバードワラント

(例:くりっく365、大証FX、ユーロ円3ヵ月金利先物等)

ント(金融商品等を原資産とするオプションを証券化した取引)

(例:商品CFD取引、店頭証券CFD取引、店頭FX取引) 上記の所得以外の所得(例えば、株式の現物・信用取引、商品ファンド、外国の商品取引所の先物取引などによる所得)との損益通算はできません。





複数の商先業者で行った取引は通算して所得を算定します。

複数の商先業者で取引を行った場合は、すべての取引の年間の損益を通算して、デリバティブ 取引から生じる所得を算定します。

例えば、年間の損益がA社において+50万円、B社において-60万円、C社において+90万円であった場合、その人の先物取引にかかる年間の所得は80万円ということになります。





★ 氏名・住所の告知と確認

デリバティブ取引を行う顧客は、取引の差金等決済をする日までに、その差金等決済の都度、商先 業者に氏名及び住所を告知するとともに、住民票の写し等の本人確認書類を提示しなければならな いこととなり、商先業者はその提示される書類により顧客の本人確認を行います。 (注)デリバティブ取引を行う法人顧客についても、個人の場合と同様に、商先業者に当該法人の名称 及び住所を告知するとともに、商先業者はその提示された書類により当該法人の本人確認を行うこ ととされています。

なお、デリバティブ取引をした者が、商先業者との間でデリバティブ取引の委託等の契約を締結 する際に一定の告知及び本人確認を行っているときは、当該契約に基づくデリバティブ取引の差 金等決済につき告知があったものとして取り扱います。 ただし、住所等に変更があったときは、あらためて告知及び確認書類の写しの提示が必要と

[「確認書類」とすることができる主なもの]

- ●住民票の写し、住民票の記載事項証明書、戸籍の附票の写し、印鑑証明書
- ●健康保険被保険者証、国民年金手帳 住民基本台帳カード
 - ●運転免許証、旅券(パスポート)
 - ●外国人登録証明書
- ■国税・地方税の領収証書、納税証明書、社会保険料の領収証書 その他財務省令で定めるもの



に参考

法人のデリバティブ取引に係る税務

法人が行ったデリバティブ取引の損益は、次により法人税が課されます。

1) 差金等決済による損益

デリバティブ取引の差金等決済を行ったことによる損益は、当該差金等決済を行った日の属する事業年 度の益金又は損金に算入します。デリバティブ取引の売付け・買付け、転売・買戻しに係る委託手数料及び その他の費用の額は、その支払を行った日の属する事業年度の損金の額に算入することができます。

2) 期末において未決済のデリバティブ取引に係る利益相当額・損失相当額

る利益相当額又は損失相当額は、その事業年度の益金又は損金に算入されます。この場合、利益相当額 又は損失相当額は、事業年度終了日における取引所の最終価格等で決済したこととして計算される差金に 基づく額となります。また、期末に計上された利益相当額又は損失相当額は、翌期首において戻入れ処理 期末において決済されていない取引については、期末時点で決済を行ったものとみなされ、そこで発生す が行われます。

3 ヘッジ会計を利用している場合の繰延ヘッジ利益・損失

企業がヘッジ目的でデリバティブ取引を利用した場合、デリバティブ取引は時価評価されるのに対し、ヘッ ジ対象である資産・負債は原価評価される場合があります。このような損益認識時点のずれを一致させようと する会計手法を「ヘッジ会計(繰延ヘッジ会計)」といいます。 会計上、繰延ヘッジ会計が認められる場合は、原則として税法上も同様の取扱いが認められており、繰り 延べた金額は損金・益金として計上されません。 詳細は税理士にご相談下さい

2015.10

9

復興特別所得税について

東日本大震災からの復興のための施策を実施するのに必要な財源を確保する 特別措置として、「復興特別所得税」が創設されました。

1. 措置期間、課税対象、税額

(1)措置期間

平成25年1月1日から平成49年12月31日まで(25年間)

(2)課税対象

上記期間内の個人の所得税額

所得税額に2.1%乗じて得られた額

2. 税額算出の例

る場合、当該所得に係る復興特別所得税は以下のようにして算出すること 例えば、個人の方が行ったデリバティブ取引から得られた所得が50万円であ

ができます。

額 = 50万円 × 15% = 7万5千円 額 = 50万円 × 5% = 2万5千円 得 税 弘 出

復興特別所得税 = 7.5万円 × 2.1% = 1,575円(新設)

●住民税等の地方税は対象となりません。

3. 留意すべき点

(利子・配当・不動産・事業・給与・譲渡・一時・雑・山林・退職の各所得)から生 所得税額が課税対象となることから、現行税法に設けられている10の所得 じる所得税全般に2.1%の税金が課せられることになります。 詳細は税理士等の専門家または課税当局にご確認下さい

APAN COMMODITY FUTURES IDUSTRY ASSOCIATION CFIA

日本商品先物振興協会

〒103-0012 東京都中央区日本橋堀留町1-10-7 東京商品取引所ビル4階 TEL 03-3664-5731 FAX 03-3664-5733

http://www.jcfia.gr.jp/

ENJOY 1E GOLD TRADIN

世界は金の魅力であるれている



日本商品取引先物振興協会

フューチャーズ株式会社

東京都中央区日本橋掘留町○一○一○ © 03-1234-5678 FAX 03-1234-5678 WWW.trading futures.com

大阪支店: 京都府左京区○○○○○○○○ 京都支店: 大阪市中央区○○○○○○○○○